

アメリカ無遺言相続法における継子の地位

早野俊明

- 一 はじめに
 - 二 アメリカにおける法状況
 - 三 カリフォルニア州における法状況—検認法六四五四条
 - （一）本条施行前の法状況
 - （二）本条の制定とその解釈
 - 1 立法経過
 - 2 成立要件
 - 3 要件解釈
 - （1）判例の対応
 - （2）学説の対応
- 四 おわりに

一 はじめに

現在、わが国において継親家族（本稿では、親が未成年子の親ではない者と婚姻することにより形成される家族とする）がどの程度存在し（すなわち継親家族の実数）、そしていかなる理由により養子縁組がなされないのか（すなわち継親子関係の発生原因）は、必ずしも明らかではない。しかし、未成年子をかかえる夫婦の離婚件数が増加し再婚件数が漸増していることから、継親家族が増加しているであろうことは容易に予想でき、また継親子関係の成立をもって法的親子関係の成立と誤解しているために、養子縁組をしない継親家族も少なくないとの指摘から、不知が継親子関係発生の一因をなしていることは推察できよう。また、法制度上、継子養子の成立要件は、他の未成年養子のそれに比し緩和されているとはいえ、実親の権利を配慮してか、必ずしも継親養子縁組を促進する方向での立法論ないし解釈論は多くない。それどころか制限しようとするものが少なくない。たとえば、普通養子縁組にあつては、自己または配偶者の未成年の直系卑属を養子とする場合には、家庭裁判所の許可を要しないとす民法七九八条但書については立法上強い批判があり、また、代諾養子については「養子になる者の父母でその監護をすべき者であるもの」の同意を要し（民七九七条二項）、さらにこの意義をめぐり、「七六六条および七八八条により監護者と定められている者」だけでなく、「監護をすべき者であるもの」が実際に監護をしていない場合や非親権者の場合でも縁組同意権を認めるべきだとする有力説も登場している。さらに、継子養子の特別養子縁組についても、普通養子縁組からの転換を含めて、要保護要件（民八一七条の七）を欠くとして一般に判例・学説ともに消極的である。したがって、養子縁組成立の実質的要件の欠缺という点からも継親子関係にとどまらざるをえず、将来にわたり同様の状況が維持されるであろうとの推測も

可能である。しかしいずれの理由にせよ、継親子関係にとどまっている以上法的親子関係は存せず、したがって親あるいは子としての権利を享受できないことは現行法上明らかであり、ここに継親子関係（とくに継親子間に実質的親子関係が形成されている場合）の法規制のあり方が問われるべき所以がある。

本稿では、扶養、監護権、訪問権に焦点をあててアメリカにおける継親子関係をめぐる法状況を分析・検討した前稿⁽⁶⁾に続いて、そこで積み残した問題、すなわち、アメリカ相続法とくに無遺言相続法上の継子の地位について考察を加える。前稿でも述べたように⁽⁷⁾、あくまでわが国における継親子関係の法規制のあり方を検討するための基礎資料であり、その中で展開される議論を通して日本法への示唆に供しようとするものである。

二 アメリカにおける法状況

本章では、無遺言相続法における継親子間の相続について、アメリカにおける法状況を叙述する。言うまでもなく、無遺言相続法の適用を受けるのは、被相続人が遺言なしに死亡した場合、全体的もしくは部分的に効力のない遺言書を残した場合、さらに、相続財産が無遺言相続法にしたがって分配されるべき旨の遺言があった場合であり、⁽⁸⁾本稿の論題との関連でいえばとくに相続人の範囲に限定される。

アメリカ無遺言相続法は、主に、物的相続財産⁽⁹⁾ (succession of real property) を規制するコモン・ロー上の物的財産無遺言相続順位則⁽¹⁰⁾ (canons of descent) と、人的財産相続⁽¹¹⁾ (succession of real personality) を規制するイギリス遺産分配法⁽¹¹⁾ (English Statute of Distribution) に、その淵源をもつ。そして、この二つの無遺言相続法体系において、相続人の範囲

はもっぱら血縁により確定されていた⁽¹²⁾。これに対し、現代アメリカ無遺言相続法は、死亡時における財産処分に関し被相続人の意思の反映をその趣旨として⁽¹³⁾、被相続人の配偶者および養子にも相続権を認めている点で、この血縁主義に対する重要な例外を形成している⁽¹⁴⁾。それゆえ、生存配偶者、子を第一グループの相続人とし、配偶者および子がいない場合にのみ、親、兄弟姉妹、その他の親族を第二グループの相続人とする、血縁と被相続人の意思の推定を根拠に相続人の範囲を確定する無遺言相続法が、現代アメリカ法の支配的な規定の仕方といえよう。

それでは継親子間の無遺言相続に関するアメリカ法の対応はどうか。親子間の相続に関して、実子および養子は、被相続人との「親子関係」により、すなわち、被相続人の「子」として、被相続人に対する相続権を相続人として取得する一方、継子は、これらの関係が存在しない子として、すなわち、「子」ではない子として、継親に対する相続権が認められず、したがってアメリカ無遺言相続法からは排除されている⁽¹⁵⁾。継親子関係は、血縁関係にはない⁽¹⁶⁾、継子に対する継親の相続財産の贈与意思を推定することはできないとの認識を前提とする措置である⁽¹⁶⁾。

一九三六年、ヴァーニアは、継子について次のように述べている。「継子はしばしば取ざべき放置された存在として一般に信じられている。彼らは、一般の立法に関するかぎりほとんど忘れられた存在であった。それゆえ、継子は、一般に、単なる継親子関係はいかなる権利も義務ももたらさないとする、コモン・ローの基本的宣言から単に哀れみを受ける存在でしかなかったのである。養子にされないかぎり、継子はいかなる相続権も付与されることはない⁽¹⁷⁾」。この言説は、五八年後の一九九四年、マホニイが、「財産所有者が無遺言で死亡した場合、その生存している子が少なくとも相続財産の一部を相続することになる。しかし、この場面において、『子』のなかに継子が含まれることはない。また、配偶者もしくは子が財産所有者よりも先に死亡している場合には『親』が相続権を取得する

ことになるが、その『親』のなかに継親が含まれることもない。実際、明文により、『子』および『親』の定義から継親家族を除外している州が多くあり、裁判所が同じ制限を課している法域もある⁽¹⁸⁾と述べているように、現代アメリカ無遺言相続法における継子の取扱いについても十分にあてはまる。

六〇年後の現在も、法のなかで布置された継子の状況にほとんど変化は見られない。それどころか、継子が無遺言相続法のなかで認知されるのは、制定法の「親子関係」の定義から継親子関係をとくに除外するためだけにあるといっても過言ではなからう。統一検認法は現在、「親」および「子」の定義から継親子関係を⁽¹⁹⁾排し、またこの法典を全面的または部分的に採用する州が二〇州も存在している事実がその間の事情を雄弁に物語っている⁽²⁰⁾。したがって、継親子関係は法的親子関係とはいえず、継子も継親も相続人とはなりえないのである。

もっとも、アメリカ無遺言相続法は、右のような原則的立場に依拠しつつ、例外的に継子ないし継親が相続人になりうる場合を若干ながら予定している。第一に、相続人が他に存在しない場合である。制定法の形式はおおむね次の四つに分類される。すなわち、(一)相続人不存在の場合に、継子ないしその直系卑属に相続権を付与する一般的形式のもの⁽²¹⁾、(二)生存血族が存在していない場合に、被相続人の配偶者の血族ないし相続人に相続財産を分配する形式のもの⁽²²⁾、(三)被相続人が、先に死亡した配偶者の死亡時に当該配偶者から承継した相続財産だけを継子に相続させる⁽²³⁾、(四)形式をより制限的に規定したもの⁽²⁴⁾、(一)ないし(三)の形式においては、継子が継親の相続人となり、また、(四)の形式では逆に継親が継子の相続人となりうる場合が予定されている。しかし、これらのいずれの場合も、相続人なくして被相続人が死亡した場合に、相続財産が州に帰属することを回避するための規定であり、相続人不存在という事態はまれであることからすれば、これらの規定が直

ちに適用されるということはほとんどないといつてよからう。⁽²⁵⁾

第二に、現在、半血血族を冷遇したコモン・ロー原則を修正して、全血血族と半血血族を平等に扱うのが、アメリカ無遺言相続法における一般的趣向である。たとえば、父母の双方を同じくする被相続人の兄弟姉妹の相続分は、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分と相等しいものとしてゐる。⁽²⁶⁾したがって、この全血・半血兄弟姉妹平等の法理は、継親の相続に關し、半血である継子と、継親と継子の実親との間に出生した全血の実子との間にも適用されるのか疑義が生じていたところ、判例の大勢は適用不可と解するに至つてゐる。⁽²⁷⁾

第三に、エクイティ上の養親子関係の法理 (the doctrine of equitable adoption) により、形式としての養子縁組がない場合でも、継親子関係を法的親子関係と擬制する場合がある。すなわち、子を養子収養する契約ないし同意が、明確かつ完全な (clear and complete) 文言で、しかも契約能力ある者によって締結され、当事者間において十分かつ誠実に履行された場合に、相続権が創設される。⁽²⁸⁾しかし、明確かつ完全な文言での養子収養契約の存在を立証することは困難である場合が多いことから、この法理の適用範囲はおのずと制限されている。⁽²⁹⁾また、家族的紐帯の強固さだけを根拠にこの法理を主張するだけでは十分でなく、むしろ継親子関係には家族的紐帯をとまなうがゆえに、かえつてこの法理にしたがつて相続権を主張することは、多くの困難に直面するといわれている。⁽³⁰⁾なぜなら、「養親とされる者 (the alleged adoptor) が子の継親である場合、当事者の行為は養子収養契約につきものであるのと同時に、通常の継親子関係にとまなうものでもあるとの理由から、裁判所はほとんどいつも証拠不十分と認定する」⁽³¹⁾からである。

このように無遺言相続法における継親子間の相続をめぐるアメリカの一般的法状況は、継親に対する継子の相続権を認めることに極めて慎重であると言わざるを得ない。アメリカ無遺言相続法は、夫婦とその間に生まれた子から形

成される家族を典型的な家族形態とする伝統的家族観に立ち、血縁および被相続人の意思の推定を根拠に成立している。それゆえ、典型的な家族形態ではなくしかも血縁関係にもない継親子関係は、相続法から排除されざるを得なかった。しかし、被相続人の意思を根拠に無遺言相続法を体系化するならば、現在多数存在する継親家族を含めた非伝統的家族形態を射程に入れ、継子に直接相続権を付与する法規制のあり方が構想されてしかるべきであろう。そして、すでにこの試みはもう一方の現勢として同じアメリカ内部で実現している。カリフォルニア州がそうであり、現在、一定の要件に基づき「子」のなかに継子を含め、直接継子に相続権を付与する立法をもつ唯一の州となっている。一九八五年に施行された、カリフォルニア州検認法六四五四条の前身である六四〇八条(b)号によれば、⁽³²⁾

ある者ないしその者の直系卑属が、里親ないし継親を無遺言で固有相続または代襲相続するためには、その者とその里親ないし継親との間に、(a)当該関係(the relationship)が、その者の未成年の間に開始しその者およびその者の里親ないし継親の共同の生涯にわたり(through the joint lifelines)継続し、かつ(b)明白かつ確信を抱くに足る証拠により(by clear and convincing evidence)、里親ないし継親が法的障壁(a legal barrier)がなければその者を養子収養したであろうことが立証された場合に、親子関係(the relationship of parent and child)が存在するものとす。

本条は、アメリカにおける家族の多様化とそれに対する一般市民の意識の変化および理解を背景に、被相続人が、養子、継子、婚外子、半血血族を含んだ複合家族を形成している場合が多いという社会的事実を反映させる趣旨で立法化されたものであり、⁽³³⁾後述するように規定自体の曖昧さは否定できないものの、非伝統的家族を射程に入れた制定法として画期的な立法であり、また、カリフォルニア州の他州に及ぼす影響力を考慮すれば、アメリカの今後の無遺

言相続法の行方を予見するうえでも無視し得ない立法と言ってよからう。次章でカリフォルニア州を取りあげる所以である。

三 カリフォルニア州における法状況—検認法六四五四条

カリフォルニア州は、継親の「子」として継子に直接相続権を付与する制定法をもつ、アメリカにおける唯一の州である。本章では、同州の検認法六四五四条の施行前の法状況とそれ以後の本条の要件解釈をめぐる判例の対応およびそれに対する学説の対応について紹介し若干の検討を加える。

(一) 本条施行前の法状況

所定の要件にしたがい継子に相続権を付与する、六四五四条の前身である六四〇八条(b)号を含む検認改正法が施行されたのは、一九八五年一月一日である。したがってその前にあっては、カリフォルニア州もその他の州にもれず、継子の継親に対する相続権を否定する州であった。改正前検認法二六条が、「継子、里子、孫、より遠縁の直系卑属にすぎない者」を「子」の定義から除外していたことはそのことを如実に示すものであろう。

継子の相続権が直接または間接的に争点となったリーディングケースは、Estate of Lima事件⁽³⁴⁾である。この事案は、継親の配偶者(すなわち継子の実親)の死亡の六年前にそして継親の死亡の一一年前に、不動産を配偶者から譲渡されていた継親が後に一人の実子と三人の継子を残して死亡し、その不動産を主たる遺産とする相続財産をめぐる実子・

継子間で争われたものである。改正前検認法二二九条⁽³⁵⁾に基づき当該不動産につき平等の持分を有するとの継子の主張に対し、Lima判決は、同法二二九条が適用されるのは被相続人に直系卑属（issue）がない場合であり、本件では実子がいる以上同法二二二条⁽³⁶⁾が適用されるとし、継子は本条に言う直系卑属ではないとして、実子に相続財産のすべてを承継させている⁽³⁷⁾。

また、Estate of Davis判決⁽³⁸⁾では、継親の配偶者（すなわち継子の実親）の死亡時に、その全遺産を相続した継親がその四ヵ月後に死亡し相続が開始したため、エクイティ上の養親子関係の法理に基づき継子が遺産に対する相続分を求めたところ、本件では明示の養子収養契約が存在していないとしてエクイティ上の養親子関係の成立が認められず、Lima判決を引用して養子未収養の継子は同法二二二条に基づき相続権を有する直系卑属にあたらないと判示された⁽³⁹⁾。Kurin v. Estate of Stewart判決⁽⁴⁰⁾でも、被相続人（継親）の継子の子が、先に死亡した継子と継親との関係につきエクイティ上の養親子関係が成立するとして、被相続人の相続人たる地位を求めた事案で、明示の養子収養契約の存在を主張せず、被相続人の養子収養の意思を裁判所に推論させる事実を陳述していないとして、エクイティ上の養親子関係は成立せず、したがって、継子の子は同法二二二条の相続人にあたらないと判示された⁽⁴¹⁾。

州最高裁判所では、継親の不法死亡に対する継子の損害賠償請求権をめぐる事案ではあるが、Steed v. Imperial Airlines判決⁽⁴²⁾において、不法死亡訴訟の訴権は民事訴訟手続法により死亡者の「相続人」に限定されており、継子はこの「相続人」に含まれないと判示されている⁽⁴³⁾。また、継子の不法死亡に対する継親の訴権についても同様に否定されている⁽⁴⁴⁾。

このように検認法六四五四条施行前のカリフォルニア州における法状況は、あくまで継子は継子であることそれ自

体により権利付与の道を閉ざし、継親子関係の実質を審査するまでの段階には至っていない。夫婦とその間に生まれた子から形成される家族のみをその射程に入れ、それ以外の家族は家族ではないとして排除するものであった。

(二) 本条の制定とその解釈

1 立法経過

一九八三年、カリフォルニア州立法府は、検認法の大改正をとまなう、下院法律案二五号を可決した。そこには、
 検認法六四〇八条(a)(2)号が含まれており、次のように規定していた。⁽⁴⁵⁾

ある者とその者の里親ないし継親との間の関係は、(I) 当該関係がその者の未成年の間に開始し当事者の共同の生涯にわたり継続し、かつ(II) 明白かつ確信を抱くに足る証拠をもって、里親ないし継親が法的障壁がなければその者を養子収養したであろうことが立証された場合、養親子関係 (adoptive relationship) と同じ効果を取得する。

本条は翌年条文数を六四〇八条(a)(3)号と変え、一九八五年、六四〇八条(b)号として「養親子関係と同じ効果を取得する」という文言の代わりに、「ある者ないしその者の直系卑属が、里親ないし継親を無遺言で固有相続または代襲相続するためには、その者とその里親ないし継親との間に・・・親子関係が存在する」という文言を付加し、一九九〇年には六四〇八条(e)号として、さらに一九九三年に現在の六四五四条とその条文数を変えたものである。しかし、その内容は一九八五年に一部修正されて以来実質的に変化していない。法改正委員会 (Law Revision Commission)

によれば、この改正の目的は「養子収養の同意に拒絶する実親の相続権を子から奪うという好ましくない結果」⁽⁴⁶⁾を回避することにあり、そのため「養親子関係と同じ効果を取得する」という文言が削除され、養子収養による実親との関係の断絶が回避される結果、継子は継親のみならず実親をも相続することが可能となった。また、継子または直系卑属の継親に対する固有相続ないし代襲相続のみを規定したため、継親は継子を相続できないこととなったが、その理由について法改正委員会は何も説明していない。⁽⁴⁷⁾

2 成立要件

現行検認法六四五四条は、継子が無遺言により継親を相続するためには、次の五つの要件を充足しなければならな
いと定めている。⁽⁴⁸⁾すなわち、

- ① 継親子関係が存在していること。
- ② 当該関係 (the relationship) が継子の未成年の間に開始したこと。
- ③ 当該関係が当事者の共同の生涯にわたり継続した⁽⁴⁹⁾こと (continued through the joint lifetimes)。
- ④ 明白かつ確信を抱くに足る証拠により、継親が継子を養子収養したであろう⁽⁵⁰⁾こと (would have adopted) を立証すること。
- ⑤ 明白かつ確信を抱くに足る証拠により、法的障碍がなければ (but for a legal barrier) 当該養子収養がなされた⁽⁵¹⁾ことを立証すること。

これらの五要件をすべて充足したときにはじめて、継親と継子との間に法的親子関係 (the relationship of parent and

child) が成立し、継子は継親を相続できるものとする。

3 要件解釈

一九八五年以降、右の五要件の解釈をめぐり、若干の判例展開が見られる。現段階で確立した判例理論を提示することは判例の少なさゆえになかなか困難ではあるが、これらの判例の積み重ねがより上質の立法をもたらすとすれば、少例とはいえ無視することができない論点をこれらの判例は内包していると思われる。将来の継親子関係の相続に関する法規制のあり方を考えるうえでも、これらの判例解釈そしてそれに対する学説の対応は十分検討に値する。

(1) 判例の対応

まず解釈上問題となりうるのは、②要件および③要件の「当該関係」の意味するところである。前後の文脈からすれば、当然、「継親子関係」を意味することになるが、これは実親と継親との婚姻により当然発生する単なる継親子関係をもって足りるのかという点である。というのは、監護親と継親の婚姻により継子も同居するような継親子関係だけでなく、継子が継親と同居するような継親子関係、あるいは監護親ではなく非監護親の婚姻によりその配偶者と継子との関係をも継親子関係ととらえることができるからである。すなわち、本条は実質的關係をとまわらない継親子関係をも含めて解釈すべきかどうかという点にある。この点検認法のどこにも「継親子関係」を定義する規定は見あたらない。とすれば、①要件にも関わることになる。

この点に関しChafetz⁽⁴⁹⁾判決は、争点の「当該関係」とは実親と継親との婚姻により成立する継親子関係を意味する

にすぎないとする継子からの主張に対し、次の理由からこれを退けている。「本条の意味は、（上訴人である継子が）主張するほど明確ではない。本条の『当該関係』という文言は、単に辞書的な意味、すなわち実親の再婚により発生する継親子関係を意味するものであるということはできない。もしそうであるならば、新しいパートナーが子を知っているだけであるとか、あるいは今まで子に会うことが許されていたにすぎないという場合でも、すべての再婚は単にそれだけで（本条の要件を）充足してしまうことになるからである。したがって、未成年の間に存在しかつ当事者の共同の生涯にわたり継続する、必要な『関係』には、（実親と継親との間の）結婚の誓約（wedding vows）の交換以上のものがなければならぬ」（at 199）。そして、「本条の『当該関係』とは、家族関係（family relationship）の意味で実親子類似の関係である」とする事実審の決定に同調し（at 198）、家族関係が存在するかどうかはそれぞれの場合を審査（a review of each situation）して決定すべきであるとする（at 200）。すなわち、本条の「継親子関係」とは、単に実親と継親との再婚により形成される継親子関係ではなく家族的継親子関係を意味し、それには実親子類似の関係をともなう必要がある、そして家族関係の有無は各事案の諸情況に基づき判断されるべきであるとするのである。

解釈上の疑義を生ずる第二は、「当該関係」が当事者の共同の生涯にわたり継続することを要求する③要件である。すなわち、第一に継続的關係（continuous relationship）とは継続的同居（continuous cohabitation）を要するの（か）という点であり、第二に継続的關係はどのように判定されるべきかという点である。まず第一点に関し、Stevenson判決は、三五年間の継親子関係には七年間の別居期間があるから当該関係は継続的とはいえないとする継親の実子の主張に対し、三つの理由からこれを退けている。まず、本条が継続的關係の前提条件として継続性（continuity）を明示していないこと、第二に、別居期間が短期であったり、また別居期間中も実質的な関係が継続していたり、あるいはともに

過ぎた期間の長さが当該関係が一時的に中断されたという事実を補って余りあるような場合には、別居をもって直ちに継子の相続権が奪われなくすることには十分な理由があること、第三に、本条が生涯にわたる継続的な関係を規定しているのは、子の成年後も当該関係が継続すべきことを示しており、たいいていの子が成年後は家庭を離れることとからすれば、成年後も当事者が同居すべきことを要求しているとは考えられなくとする (at 253—254)。継続的關係には必ずしも継続的同居を必要としないとする判断が示されている。

それでは継続的關係はどのように判定されるべきか、第二点に関わる。Stevenson判決は、継親子関係には家族関係が存在すべきこと、そして家族関係の有無は各事案の諸情況を審査して決定すべきことを判示したCallie判決と同調し、継続的關係を継続的家族関係 (continuous family relationship) ととらえ、家族関係あるかぎり継続的關係があるとし、その有無は「諸情況を総合 (totality of the circumstances) して」判定されるべきであるとした (at 254—255)。Stevenson判決では、三五年間という長期に及ぶ継続的關係と、継子は継親を実の親と思ひ継親は継子を実の子と想っていたという証拠から、継続的家族関係ありと判断されている (at 255)。

解釈上の問題点を含む第三は、法的障碍がなければ当該養子収養がなされていたであろうことを立証しなければならぬとする⑤要件である。法的障碍は、養子収養懈怠の不可欠の条件 (sine qua non) でなければならず、したがって、非法的理由 (non-legal reasons) たとえば心変わり、資金不足、単なる無気力などはこれにあたらぬ⁽⁵²⁾。そして、法的障碍の有無は、それがなかったならば養子収養がなされたかどうかにより判断される⁽⁵³⁾。ところがこの法的障碍については、それがいつ存在し、またいつまで存在していなければならぬのかを⑤要件は明らかにしていない。すなわち、法的障碍は養子収養が試みられた (the attempted adoption) 時点にのみ存すればよいのか、それとも被相続人の

死亡時まで継続して存在していなければならないのかという点である。裁判所の判断を二分し、六四五四条の曖昧さを際立たせている要件である。前者の見解を採ったのが先のStevenson判決⁽⁵⁴⁾であり、基本的に後者の立場を採用するのがCleveland判決⁽⁵⁵⁾である。Stevenson事件は、継子が未成年の間にその養子収養が試みられたが、非監護親である母が同意拒絶をしたため養子収養は中断されたまま成年後継親の死亡までおよそ二〇年が経過していたという事案であり、Cleveland事件も、未成年の間に養子収養が試みられたが、監護親である母の同意拒絶により養子収養が完了せずそのまま成年後継親の死亡時まで一六年間が経過していたという事案である。

Stevenson判決は、実親の同意拒絶は継子が未成年のときには法的障碍を構成するけれども、成年後は消滅するから法的障碍が存在しない以上⑤要件を充足するものではないとする実子からの主張に対し、次の三つの理由からこれを退けている。すなわち、「第一に、子が成年に達した後は、子を養子収養することはそれほど重要ではないと当事者は考えるかもしれない。第二に、上訴人（実子）の解釈は、成年の継子には本条は適用されないことを意味する。……法的障碍がたいの場合養子収養に対する実親の同意拒絶であるとするならば、法的障碍が継親の死亡時まで存在するのを要することには意味がなからう。そのような要件が課されるとするならば、本条は継子が未成年の時にもみ適用されるにすぎないことになるからである。言い換えれば、成年子を養子収養する場合の法的障碍は決して存在しないのであるから、本条は継親が無遺言で死亡した場合には成年（継子）の相続を認めないことになる。これが本条制定の立法府の意思であったとは思われない。第三に、本条が当事者の共同の生涯にわたって継続する関係に言及しているという事実が、子が成年後も本条が適用されることを示している」(at 257-258)とする。

これに対し、Cleveland判決⁽⁵⁶⁾はStevenson判決を詳細に分析検討し、主に次の四つの理由から、「成年後被相続人の

死亡に先立つ一六年間、上訴人(継子)の養子収養に対する法的障碍が存在したとする証拠は存しない。また、成年後および被相続人(継親)の死亡に先立つ一六年間、上訴人を養子収養するのに相当な時間が被相続人にはなかったとする主張もまったく存しない。それゆえ、法的障碍が『なかったならば』(“But for”)上訴人は被相続人によって養子収養されたであろうとする、審理に付すべき事実に関する争点(triable issue of fact)は存在しない。・・・被相続人の養子収養の懈怠は、上訴人の未成年の間の実母の養子収養に対する同意拒絶という法的障碍によって生じたのではない」(at 599-600)と結論づけている。

まず、成年後何年も継子を養子収養としない理由には、Stevenson判決の第一理由のほかに、継親子関係の性質がその後変化したり、あるいは被相続人の養子収養の動機が、継子の未成年の間の情緒的経済的支援を提供することだけにあったり、様々な理由が考えられるが、被相続人が継子に自己の財産を分与したいと思ったなら、継子を成年後養子収養するなり継子のために遺言書を作成することもできたはずなのに、「被相続人がこれらのいずれの手段も講じないのは、法的障碍が消滅した後養子収養がなされないまま何年も経過している場合には、養子収養を完成したくない他の理由が被相続人にはあったとするのが公正であろう」(at 587-588)。また、Stevenson判決の第一理由は、かえて被相続人が継子を自分の「子」の一人とみなしていたとする結論を採りにくくするものである(at 597)。

第二に、Stevenson判決にしたがえば、未成年の間であればいつでも継親が養子収養を試み、実親に同意拒絶されれば継子は成年後(すなわち法的障碍が除去された後)何年を経過しても相続権を主張することができることになるが、これは、これらの主張に反駁することのできる被相続人がすでに死亡していること、あるいは唯一の補強的証言(the only corroborating testimony)が同時に経済的利害を有する可能性のある同意拒絶した実親(the nonconsenting parent)か

らのものであることが多いことからすれば、「すっかり讎の生えた証拠 (the starest sort of evidence)」により解決されなければならぬ「虚偽ないし限界に近い (相続権の) 主張 (sham or marginal claims)」を招来してしまうことになる (at 598)。第三に、成年の継子にも本条が適用されるとすることは、適用不可とする制定法上の文言もなく、また立法経過にもその意図を示すものがなく、さらにStevenson判決の第三の理由からも明らかであり、たとえば成年後の何らかの法的障碍が養子収養を妨害し続ける場合や、成年後まもなく継親が死亡しその間に養子収養が完了しえない合理的理由があるような場合には適用される余地がある (at 588)。第四に、計画的に無遺言で死亡する人が多いのは、最近親者に自己の財産の相続を承認するという基本的な目的を法が実現してくれるからであり、それで満足している人にとって、かつて継子や里子を持ったことがあり、その「子」を相続から排除しようとする場合に、遺言書を準備する時間や経費を費やさざるを得ないこととなるStevenson判決の解釈は、無遺言相続法の規定の適用を不安定にするものである (at 599)。

すなわち、問題点をより鮮明にするならば、養子収養をする際に子が未成年である場合に要求される実親の同意は成年後は当然には要件とされないが、継子の未成年の間に実親が同意を拒絶し (法的障碍の存在) そのため養子収養の試みが完了せず、その後成年に達した (法的障碍の消滅) 後継親の死亡時までの間継親により養子収養が試みられなかった場合、法的障碍はすでに養子収養が試みられた際に存在していたのであるから⑤要件を満たしているとするのか、それとも、すでに成年到達と同時に法的障碍が存在しない以上⑤要件を充足していないとするのかということである。Stevenson判決は、養子収養が試みられた時点で法的障碍が存在すれば足りるとするのに対し、Cleveland判決は未成年時に存在する法的障碍は成年到達とともに消滅し、その後は新たな法的障碍を必要とし、それは継親の死亡時まで存

続していなければならないとする原則的立場に立ち、継子の成年後まもなく継親が死亡した場合など、その間に養子収養が完了しえない合理的な理由が存する場合には、未成年時の法的障碍も成年とともに直ちに消滅するわけではなくその後も存続しうると解する。継子の成年から継親の死亡まで一六年経過していたCleveland事件では合理的理由は存するとはいえず、成年とともに法的障碍は消滅するとされたのである。

(2) 学説の対応

ここでは、判例の要件解釈を踏まえ、各要件および本条の意義について、学説の対応に依拠しつつ今後の課題をも含めて若干検討を加えたい。

まず、②要件および③要件の「当該関係」(the relationship)の意義について。無遺言相続法の目的が被相続人の意思の実現にある以上、単なる継親と実親との婚姻により成立する継親子関係だけでは足りず、実質的親子関係をともなう「家族的継親子関係」が形成されていなければならないとしてClafey判決を支持する見解がみられる。⁽⁵⁷⁾ 他方、本判決は制定法上の「当該関係」という曖昧な文言を「家族関係」という同様に曖昧な文言に置き換えたにすぎず、⁽⁵⁸⁾ しかも容易には定義できない操作可能な概念であるとの批判がある。これに対し、この曖昧さは致命的ではなく、継親との関係が、無遺言相続を目的に継子が実子として扱われることを継親が期待するほどの関係であることを、継子の側で立証しなければならぬという程度の意味にすぎないとする再批判がなされている。⁽⁵⁹⁾ 確かに制定法の文言それ自体から「家族関係」の意義に置き換えることはできず、またそもそも「家族関係」とは何を意味するのかについて⁽⁶⁰⁾ も明らかではなく、その意味でこの規定の曖昧さは否定できない。しかし立法経過が示しているように、この規定が

採用されたのは監護親が再婚する場合、すなわち継親が継子を家庭に受け入れ自己の子として養育し養子収養をしよ
うとしたところ非監護親から同意を拒絶された場合に対処するためである。とすれば、非監護親の再婚後の配偶者と
継子との関係などにみられるように一般に実質的關係をとまわらない家族関係をもこの「継親子関係」に含めること
はできない。財産の移転をとまわう相続という法的効果の大きさから言っても、被相続人の遺贈意思を推定できる継
親子関係でなければならぬからである。

つぎに、③要件の「継続的關係」には「継続的同居」を要するか否かという点について。別居だけでは不十分であ
るとするならば継続的關係を終了させる方法がそもそも存在するののかとの批判⁽⁶¹⁾、あるいは「諸情況の総合性」(totality
of the circumstances)という基準自体が曖昧であり、未知で不可知の死亡時を基準に「諸情況の総合性」を考慮するこ
とはできないとの批判がある⁽⁶²⁾。これに対し、これらの批判はいずれも、無遺言相続法が、遺言などにより相続財産の
配分を計画している者を対象とするものではなく、被相続人が遺産分配を計画していない場合に適用されるという事
実を無視するものであり、また、⁽⁶³⁾「諸情況の総合性」の基準は、単に事実認定者に証拠審査を指示し、被相続人が継
子に実子同様の相続分を取得させることを欲していたのかどうかを決定させるにすぎないとの再批判がなされている⁽⁶⁴⁾。
Stevenson判決が列挙する例（別居が短期間であるような場合など）のように、別居をもって直ちに継続的家族關係が断絶
したとは言えない状況は当然予想されるところであり、別居は一つの考慮事由とすべきである。もっとも、「諸情況
の総合性」基準はあまりに曖昧であり、裁判所の指針としての考慮事由を抽出する作業が今後必要となる。また、
③要件は、子の解放後家族構成員間の關係が疎遠になる可能性は、一般に実親家族よりも継親家族においてより高い
との認識に立つものであるが、⁽⁶⁵⁾經驗的知見が求められるところである。

さらに、⑤要件の「法的障碍」について。Stevenson判決は、成年後の法的障碍の存在、たとえば、子が一二歳以上の場合にはその子の同意⁽⁶⁶⁾、養子収養する者の配偶者(すなわち監護親)の同意、子が婚姻している場合にはその配偶者の同意⁽⁶⁸⁾などの拒絶ある場合を考慮せず、成年継子には相続権を取得する機会がないとする理解に大きな誤りがある。法的障碍は継親の死亡時まで(成年後は新たな法的障碍として)存続していなければならないとする解釈が素直であろう。ところで、先述したように、Stevenson判決とCleveland判決は、法的障碍の存在時期だけではなく、未成年時の法的障碍の継続期間についてもその理解を異にする。前者は未成年時の法的障碍も(成年とともに消滅するにもかかわらず)継親死亡時まで継続すると解するのに対し、後者は継子の成年後もなく継親が死亡した場合などその間に養子収養が完了しえない合理的な理由が存する場合には、未成年時の法的障碍も成年とともに当然に消滅するわけではないとして、成年後若干の間法的障碍が継続すると解するものである。この解釈の相違は、実は、継子の成年後継親の死亡時までの間、継親が養子収養を試みなかったという事実の評価いかんの問題に帰着する。換言すれば、「継続的家族関係」に関わる問題であり、その有無を「諸状況を総合して」判定されるとする見解にたてば、Stevenson判決は継子の成年到達後継親死亡時までの養子収養の懈怠は諸情況の一考慮事由とはならず、Cleveland判決は一考慮事由になると判断したものと評価できるのである。とすれば、これは、④要件の存在自体に関わる問題となろう。すなわち、養子収養の試みがそもそも必要なのかどうか。確かに④要件の継親の養子収養の意思は、継親子間の緊密な関係の存在と継子に対する継親の遺贈意思の存在を裏付けるものである。しかし、愛情ある絆や遺贈意思があり、法的障碍が養子収養を妨げていなくても養子収養が試みられない場合や、法的障碍があり養子収養は試みられないが実質的親子関係があり遺贈意思をとまなっている場合もあろう。これらの場合も養子収養の試みがないものとして本条の適用除

外とするのか、それとも、④要件をそもそも排除するとの立法論も考えられうる。養子収養の試みとは、どの程度の試みがなされた場合に④要件を充足するのかという立証上の問題もある。なにゆえ養子収養をせず継親子関係にとどまっているのか、すなわち法的障壁があるためなのか、法的障壁はないが養子収養を必要としない何か他の理由が存在するからなのか、あるいはそもそも継親子関係の成立をもって法的親子関係の成立と誤解しているからなのか、いずれにせよ立法化するにあたり社会学の知見が求められるところである。

右のほかにも、本条のその他の要件およびその規定のあり方について学説から若干問題点が指摘されている。まず、継親子関係が未成年の間に開始することを要件とする②要件は妥当か。継親子間の現実の家族的紐帯は、親の婚姻時に子が成年に達している場合には疎遠になる可能性が高いことを理由にこの要件を支持する見解もあるが、家族関係は成年後よりも未成年時に形成される可能性のほうが高いだろうがそのことは成年時には形成されないことを意味するものではなく、また親役割も子の成年をもって終了するというわけでもなく、さらに継親家族に成年者と未成年者の継子がいる場合に結論が恣意的になりうることを理由に、継親子関係形成時の子の年齢を関係形成の一要素として考慮すべきであるとの見解もみられる。また、本条は、継子もしくははその直系卑属からの継親の相続のみを承認し相互相続を認めていない。相互相続を承認すべきか、また継親家族構成員間の相続人の範囲をどこにとどめるか。成立要件をすべて充足しながら一方的な相続のみを認めるとすることに合理的な説明がつかないとする見解、関係の疎遠さと相続人たる地位の確定の煩雑さを理由に本条の範囲にとどめるべきであるとの見解の対立がみられる。いずれも今後検討を要する課題である。

四 おわりに

アメリカ無遺言相続法は、夫婦とその間に生まれた子から形成される家族を典型的家族形態とする伝統的家族観をその基底に、血縁と被相続人の意思の推定を根拠にあくまで血縁主義にこだわる法規制を維持している。その中にあってカリフォルニア州の試みは、現在アメリカにおいて多数存在する継親家族を含めた非伝統的家族を意識下に、被相続人の意思の推定を根拠に血縁主義を基本としながらも事実上の親子関係をも射程に収める法規制を採用するものである。もっとも、カリフォルニア州検認法六四五四条に対しては、すでに、その規定の曖昧さとともに、次のような理由から削除論が主張されている。すなわち、相続人たる地位は、婚姻・出生または養子収養といった容易に認定可能な法的親子関係に基づいて、裁判所の裁量の余地なく決定されるべきところ、本条は様々な予見不可能な、裁判官の主観的でしかもその場しのぎ(73) (ad hoc) の解釈により相続権を取得する相続人を創設することになり、無遺言相続法体系を不安定にするものであると(74)。しかし、現在の無遺言相続法がたとえ安定しているものとしても、それは離婚および再婚により形成された家族ではなく、伝統的家族のみを想定して維持されているものにすぎないとの認識が必要である(74)。予見可能な家族構成というものが失われつつある現在、被相続人の意思の推定を根拠に、個々の具体的事案に即した対応が求められるべきである。安定性を促進する確立した準則と、個々の具体的事案において公平な結果を達成するために必要な裁判所の裁量との跛行は、今や、多様化した家族を前提とするかぎり、安定性および予見可能性から公正性への方向で転化されるべき時期に来ているのではないだろうか。まさに、無遺言相続法が依拠してきた準拠枠の転換が求められている。

翻ってわが相続法上の継子の地位はどうか。継親子関係は現行法において単に姻族一親等として規制されるにとどまり、その法的効果は原則として一般の親族としての効果が付与されるにすぎず、実子と同じ法的効果は付与されない。したがって、相続権を取得することは当然ありえずわずかに相続人不在の場合に特別縁故者（民九五八条の三）として、清算後の残存すべき相続財産の全部または一部を分与されるにすぎない。また、継親子関係を「事実上の養親子関係」（内縁養親子関係）として準親子関係と位置づけた場合に、その法的効果については、通説的見解も、確かに、縁組効果のうち縁組の事実⁽⁷⁵⁾に即して認められるべき効果は内縁縁組にも認められるべきであるとしている。しかし、戸籍の届出ないし記載を前提として画的に認められるべき効果は、内縁縁組に認められるべきではないとして、養親および養方親族との間に相続関係を生ずることなどは、事実上の養親子間に類推適用することは許されないと解している。このような解釈は、戸籍記載に基づく相続人の確定をその目的とするものでありあくまで安定性を追求するものであるが、公正性に重点をおく理解を前提にすれば決して妥当とはいえない。そうであれば、わが国の継親子関係の法規制のあり方を構想するうえでモカリフォルニア州における議論や新しい試みは多くの示唆を与えてくれる。その意味でも同州の今後の動向にさらに注目していく必要がある。

注

- (1) 中川良延「社会的親子の法的関係」『講座 現代家族法 第3巻 親子』三四六―七頁（一九九二年）。
- (2) 家崎宏「姻族関係とその効果」中川淳還暦祝賀論集『現代社会と家族法』九三頁、一〇三頁（一九八七年）。

- (3) 同条但書の趣旨は、自己または配偶者の直系卑属を養子とする場合には、およそ養子の福祉を害することはありえないとの判断に基づくと推測されるが、この判断がすべての場合に妥当することは限らないとの批判である。中川善之助『山畠正男編』『新版注釈民法(4)親族(4)』二四八頁(中川良延担当)(一九九四年)。
- (4) 石川稔「監護権者または非親権者たる父母の同意を得ない代諾養子縁組の効力」久貴忠彦・太田武男・沼邊愛一編『家事審判事件の研究(1)』二二六頁、二三三頁(一九八八年)。
- (5) 中川高男「非嫡出子(未認知)である連れ子を特別養子とすることが認められた事例」私法判例リマックス一九九二(下)八九頁以下で、判例・学説が要領よく整理されている。
- (6) 早野俊明「アメリカにおける継親子関係をめぐる法状況」アルテス・リネラレス(岩手大学人文社会科学部紀要)五七号一三五頁以下参照(一九九五年)。
- (7) 早野・前注一三六頁。
- (8) RITCHE ET AL., *CASES AND MATERIALS ON DECEDENTS' ESTATES AND TRUSTS* 88 (8th ed. 1993).
- (9) 2 BLACKSTONE, *COMMENTARIES* *208—34
- (10) 22 & 23 Car. 2 ch. 10 (1670) (Eng.) (repealed 1925).
- (11) RITCHE, *supra* note 8, at 10; Fellows, et al., *Public Attitudes About Property Distribution at Death and Intestate Succession Laws in the United States*, 1978 AM. B. FOUND. RES. J. 319, 322.
- (12) See Mahoney, *Stepfamilies in the Law of Intestate Succession and Wills*, 22 U. C. DAVIS L. REV. 917, 919 (1989) [hereinafter Mahoney]; MAHONEY, *STEPFAMILIES AND THE LAW* 54 (1994) [hereinafter MAHONEY].
- (13) MAHONEY, *id.* at 54; Fellows, *supra* note 11, at 323—34.
- (14) Mahoney, *supra* note 12, at 919.
- (15) MAHONEY, *supra* note 12, at 54.
- (16) *Id.* at 53.
- (17) VERNIER, *AMERICAN FAMILY LAWS* § 262 at 485 (1986). See also *Houston v. McKinney*, 45 So. 480 (Fla. 1907); *In re Field*, 169 N. Y. S. 677 (App. Div. 1918); *In re Marquet's Will*, 178 N. Y. S. 2d 783 (Sur. Ct. 1958); *In re Wall's Will*, 5 S. E. 2d 837 (N. C. 1939);

- In re* Smith's Estate, 299 P. 2d 550 (Wash. 1956).
- (81) MAHONEY, *supra* note 12, at 54-5.
- (82) UNIF. PROBATE CODE § 1-201(5), (33) (Supp. 1996).
- (83) ALA. CODE § 43-8-1(2), (22) (1991); ALASKA STAT. § 13.06.050(3), (28) (Supp. 1995); ARIZ. REV. STAT. ANN. § 14-1201(5), (35) (1995); COLO. REV. STAT. § 15-10-201(7), (36) (Supp. 1995); DEL. CODE ANN. tit. 12, § 101(1), (3) (1995); FLA. STAT. ANN. § 731.201(3), (24) (West 1995); HAW. REV. STAT. § 560:1-201(3), (32) (1993); IOWA CODE § 15-1-201(4), (32) (Supp. 1994); ME. REV. STAT. ANN. tit. 18-A, § 1-201(3), (28) (1981); MD. CODE ANN., EST. & TRUSTS § 1-205(1991); MICH. COMP. LAWS ANN. § 700.3(3), 700.9(1) (West 1995); MINN. STAT. ANN. § 524.1-201(5) (West Supp. 1996); NEB. REV. STAT. § 30-2209(3), (31) (1985); N. J. STAT. ANN. § 33B:1-1.3B:1-2 (West 1983); N. M. STAT. ANN. § 45-1-201(5), (31) (1995); N. D. CENT. CODE § 30.1-01-06(6), (36) (Supp. 1995); S. C. CODE ANN. § 62-1-201(3), (28) (Law. Co.—op. 1987); TENN. CODE ANN. § 31-1-101(1), (7) (1984); UTAH CODE ANN. § 75-1-201(3), (28) (1993); WYO. STAT. § 2-4-104(1980).
- なお、統一検認法については、松村孝雄「アメリカ統一検認法典の一九九〇年改正—相続人々相続分—」立山龍彦編者『高齢化社会の法的側面』三七頁以下を参照（一九九五年）。
- (84) See CONN. GEN. STAT. ANN. § 45a-439(a) (4) (West 1993); MD. CODE ANN., EST. & TRUSTS § 3-104(e) (1991); OHIO REV. CODE ANN. § 2105.06(1) (Baldwin 1994); S. C. CODE ANN. § 62-2-103(6) (Law. Co.—op. 1987 & Supp. 1994).
- (85) See ARK. STAT. ANN. § 28-9-215(2) (1987); CAL. PROB. CODE § 6402(e), (g) (West 1991); FLA. STAT. ANN. § 732.103(5) (West 1995); IOWA CODE ANN. § 633.219(4) (West 1992); KY. REV. STAT. ANN. § 391.010(6) (Baldwin 1984); MO. ANN. STAT. § 474.010(3) (Vernon 1992); NEV. REV. STAT. ANN. § 8134.200.134.210(1993); R. I. GEN. LAWS § 33-1-3(1995); VA. CODE ANN. § 64.1-1(1995); § W. VA. CODE § 42-1-3a-(d) (Supp. 1996).
- (86) See WASH. REV. CODE ANN. § 11.04.095 (Supp. 1996).
- (87) See IOWA CODE ANN. § 633.219(2), (3) (West Supp. 1996); *In re* Parker's Estate, 66 N. W. 908 (Iowa 1896). *But see* KAN. STAT. ANN. § 59-508(1994).
- (88) MAHONEY, *supra* note 12, at 57.

- (26) Mahoney, *supra* note 12, at 922.
- (27) See, e.g., *In re Smith's Estate*, 299 P. 2d 550 (Wash. 1956); *Humphrey v. Tolson*, 384 F. 2d 987 (D. C. Cir. 1966). See also Annotation, *Descent and Distribution: Right of Inheritance as between Kindred of Whole and Half Blood*, 47A L. R. 4th 561 (1986).
- (28) BALLENTINE'S LAW DICTIONARY 409 (3d ed. 1969).
- (29) See generally Rein, *Relatives by Blood, Adoption, and Association: Who Should Get What and Why? The Impact of Adoptions, Adult Adoptions, and Equitable Adoptions on Inestate Succession and Class Gifts*, 37 VAND. L. REV. 711, 787-806 (1984); Annotation, *Modern Status of Law as to Equitable Adoption or Adoption by Estoppel*, 97 A. L. R. 3d 347 (1980 & Supp. 1992). See also C. St. Foodland v. Estate of Renner, 596 P. 2d 1170 (Alaska 1979); *Estate of Stewart* 176 Cal. Rptr. 142 (Ct. App. 1981); *Estate of Davis* 165 Cal. Rptr. 543 (Ct. App. 1980); *Alexander v. Alexander*, 112 Cal. Rptr. 307 (Ct. App. 1974); *In re McCardle's Estate*, 35 P. 2d 850 (Colo. 1934); *Lee v. Green*, 126 S. E. 2d 417 (Ga. 1962); *In re Estate of Crossman*, 377 N. W. 2d 850 (Mich. Ct. App. 1985); *In re Berge's Estate*, 47 N. W. 2d 428 (Minn. 1951); *Hogane v. Ottersbach*, 269 S. W. 2d 9 (Mo. 1954); *Defoeldvar v. Defoeldvar*, 666 S. W. 2d 668 (Tex. Ct. App. 1984). But see *Foster v. Cheek*, 96 S. E. 2d 545 (Ga. 1957); *Roberts v. Sutton*, 27 N. W. 2d 54 (Mich. 1947).
- (30) MAHONEY, *supra* note 12, at 61.
- (31) Rein, *supra* note 29, at 781-2.
- (32) CAL. PROB. CODE § 6408(e) (West 1991).
- (33) 16 CAL. LAW REVISION COM. REP. 2301, 2318 (1982).
- (34) 37 CAL. RPT. 404 (Ct. App. 1964).
- (35) 同条は、被相続人に配偶者も直系卑属 (issue) も存在せず、その遺産の全部ないし一部が先に死亡した配偶者の特有財産でありかつその配偶者より贈与されたものである場合には、当該遺産は死亡した配偶者の子と平等に分配される旨、規定している。Id. at 405 n. 1.
- (36) 同条は、被相続人に生存配偶者が存在せず直系卑属 (issue) がいる場合には、全遺産はその直系卑属に属する旨、規定している。Id. at 405.

- (37) *Id.* at 405.
- (38) 165 Cal. Rptr. 543 (Ct. App. 1980).
- (39) *Id.* at 544.
- (40) 176 Cal. Rptr. 142 (Ct. App. 1981).
- (41) *Id.* at 143.
- (42) 524 P. 2d 801 (Cal. 1974), *cert. dismissed*, 420 U.S. 916 (1975).
- (43) *Id.* at 803.
- (44) California State Auto Ass'n v. Jacobson, 101 Cal. Rptr. 366, 368 (Cal. App. 1972).
- (45) 1983 Cal. A. B. 25, 1983—84 Sess., § 6408(a) (2) (1983).
- (46) See Estate of Claffey, 257 Cal. Rptr. 197, 198 n. 2 (Cal. App. 1989).
- (47) See Hanson, *Intestate Succession for Stepchildren: California Leads the Way, but Has It Come Far Enough?*, 47 HASTINGS L. J. 257, 268 n. 77 (1995).
- (48) Cal. PROB. CODE § 6454 (West Supp. 1996).
- (49) Estate of Claffey, 257 Cal. Rptr. 197 (Cal. App. 1989).
- (50) Estate of Stevenson, 14 Cal. Rptr. 2d 250 (Cal. App. 1992).
- (51) Estate of Cleveland, 22 Cal. Rptr. 2d 590, 597 (Cal. App. 1993).
- (52) Estate of Lind, 257 Cal. Rptr. 853, 859 (Cal. App. 1989).
- (53) *Cleveland*, 22 Cal. Rptr. 2d at 597.
- (54) *Stevenson*, 14 Cal. Rptr. 2d at 257—8.
- (55) *Cleveland*, 22 Cal. Rptr. 2d at 596—600.
- (56) *Id.* at 590.

なせ Cleveland 事件では、子の母とその相手方とは婚姻をしていないため (at 593)、厳密には継親子関係とはいえないが、

本文では結論に差異をきたらしくはないので便宜上継親子関係に置き換えて説明している。

- (57) Hanson, *supra* note 47, at 269.
- (58) Meadow & Loeb, *Heirs Unapparent: An Anomalous Rule of Intestate Succession Triggers a Standoff in the Courts of Appeal, L.A. LAWYER* June 1994 at 34, 38—9.
- (59) Hanson, *supra* note 47, at 269.
- (60) See *Claffey*, 257 Cal. Rptr. at 199 n. 4.
- (61) Meadow & Loeb, *supra* note 57, at 40.
- (62) *Id.*
- (63) Hanson, *supra* note 47, at 273.
- (64) *Id.*
- (65) Mahoney, *supra* note 12, at 932.
- (66) Cal. Fam. Code § 8602 (West 1994).
- (67) *Id.* at § 9301.
- (68) *Id.* at § 9302.
- (69) Mahoney, *supra* note 12, at 930.
- (70) Hanson, *supra* note 47, at 283.
- (71) *Id.* at 282 n. 166.
- (72) Mahoney, *supra* note 12, at 934.
- (73) Meadow & Loeb, *supra* note 57, at 37.
- (74) See Hanson, *supra* note 47, at 278.
- (75) 我妻栄『親族法』二八二頁(一九六一年)。なお、「事実上の養子」については、太田武男『親族法概説』四〇〇頁以下(一九〇年)、同「内縁縁組をめぐる諸問題(上)(下)——内縁養子保護の現段階——」法曹時報二四卷一号一頁以下、同二号二五六頁以下(一九七五年)、久貴忠彦「未認知の非嫡出子と事実上の養子」太田武男編『現代の親子問題』八九頁以下(一九七五年)、山

本正憲「事実上の養子と里子」『家族法体系Ⅳ（親子）』一三二頁以下（一九六〇年）、山嶋正男「養親子関係の成立と効力」『総合判例研究叢書民法(15)』一五七頁以下（一九六〇年）参照。

（一九九六年九月二八日脱稿）

〔付記〕石川利夫先生には、早稲田大学大学院在学中から親しく接していただいた。ここに、追悼と感謝の微意をこめて、謹んでこの拙稿を先生に捧げる次第である。

なお、本稿は、平成八年度文部省科学研究費補助金基盤研究（C）（2）「継親子関係の法的規制のあり方」の研究成果の一部である。

（岩手大学人文社会科学部助教授）